附則第十七条第一項中「新老人福祉法第十四条の四」を「老人福祉法第十四条の四第二項」に改め、同条第二項中「新老人福祉法第二十九条第五項」を「老人福祉法第二十九条第七項」に改める。

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第四十四条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十九項」に改める。

第十一条第一項中「第百十五条の四十五第二項」を「第百十五条の四十六第二項」に改める。

第十六条中「第百十五条の四十五第三項」を「第百十五条の四十六第三項」に改める。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第四十五条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十八項」に改める。

（介護保険法及び老人福祉法の一部改正）

第四十六条　介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「新介護保険法」を「介護保険法」に、「第五項第一号の三」を「第六項第一号の三」に、「第三項第一号の三」を「第四項第一号の三」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第四十七条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第一号中「第百十五条の四十五第二項」を「第百十五条の四十六第二項」に改め、同条第二項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同条第三項第一号中「第百十五条の四十五第三項」を「第百十五条の四十六第三項」に改め、同条第五項第一号中「第百十五条の四十五第二項」を「第百十五条の四十六第二項」に改める。

附則第一条ただし書中「次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める」を「附則第十五条の規定は、総合特別区域法（平成二十三年法律第　　号）の公布の」に改め、同条各号を削る。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

（総合特別区域法の一部改正）

第四十八条　総合特別区域法（平成二十三年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「第百十八条第二項第一号」を「第百十八条第二項」に改める。

（調整規定）

第四十九条　施行日が高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における新介護保険法第百十八条第六項及び改正後の平成十八年旧介護保険法第百十八条第六項の規定の適用については、これらの規定中「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項」とあるのは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三条の二第一項」とする。

第五十条　附則第四十一条の規定の施行の日が石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の施行の日前である場合には、同条中「第十五条第一項第十三号」とあるのは、「第十五条第一項第十二号」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条　この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里

政　令

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百七十二号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第二条第三項、第五条、第三十条第一項及び第三十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十一　日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定

第四条中「発給の日」の下に「の翌日」を加え、同条の表に次のように加える。

十一　第一条第十一号に掲げる経済連携協定	五年	
第六条第一項中「及び第十号」を「、第十号及び第十一号」に改め、同条の表に次のように加える。		
十　第一条第十一号に掲げる経済連携協定	三月	二月

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の第一条第十一号に掲げる経済連携協定に係る経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第八条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、同法第九条から第十一条まで、第十四条第一項及び第二項、第二十四条第一項並びに第三十二条第一項（手数料の認可に係る部分に限る。）の規定の例により行うことができる。

経済産業大臣　海江田万里
内閣総理大臣　菅　**直人**